

平成30年度社会福祉審議会第4回児童福祉専門分科会 議事録

○日時 平成31年1月8日（火）10：00～12：10

○場所 正庁

○出席委員及び事務局

・出席委員

篠原清美 委員、佐藤邦昭 委員、吉川三枝子 委員、鎌田真理子 委員、原野明子 委員、渡部光子 委員

・代理出席

小野喜代子 業務課長（福島県医師会）

・関係機関

福島県社会福祉協議会児童福祉施設部会 伊藤信彦 部会長

福島県里親連合会 安藤義三 会長

福島県若松乳児院 佐藤理英 院長

福島県中央児童相談所 箭内哲男 所長

福島県県中児童相談所 土田修 所長

福島県会津児童相談所 長嶺美千子 所長

福島県浜児童相談所 佐藤早苗 所長

・事務局

福島県こども未来局 守岡文浩次長

福島県児童家庭課 佐藤みゆき主幹兼副課長、熊坂主任主査、遠藤、坂本、山田

○内容

1 開会（佐藤みゆき児童家庭課主幹兼副課長）

2 議事

（1）新たな乳児院の設置・運営に関する意向調査結果について
事務局から資料1について説明。

（吉川委員）「公設民営」ということで2法人が希望されているとのことだが、建物は県が建てて運営は民間という、指定管理とはまた違った形になるのか。

（児童家庭課）調査の回答表として、「民設民営」「公設民営」という書き方で

調査した。県として想定しているのは、指定管理者制度の導入であると捉えているが、その点についてこれらの法人と話し合いをしたわけではないので、今後の検討としたい。

(2) 新たな乳児院のあり方（意見答申）（案）について
事務局から資料2について説明。

(篠原委員) 公設民営は全国でも2カ所しかない。今、県のアンケートでは3つの法人が手を挙げたということで、前向きな姿勢でアタックしていくけば、全国で3番目の公設民営が福島県で可能になるのではないか。郡山市の法人もあり、郡山市であれば県の中心で、いろいろな面で利便性が増すのではないかと期待する。ぜひ、事務局で積極的にアタックしてほしい。

(事務局) 意向調査で民間法人から手を挙げていただいたということで、県の子どもたちがよりよい福祉を受けられるよう、今後提出される答申を元に県としての方針を固め、法人と調整をしていきたいと考えている。

(原野委員) 意見答申のバランスを見たとき、「2 新たな乳児院の基本的な方向性」の分量と、「3 新たな乳児院の設置運営方式等」とが同じくらいの分量である。今回の調査結果を受けて3の部分が増えたのかと思うが、この分科会としては、新たな乳児院の役割や機能を丁寧に書いておかなくては、今後どこに委託するにあたっても質の保証ができるか不安。何を大事にしていくかの記述に分量を割いても良いと思う。前回の分科会でもそのような意見を出し、その点を「◆むすびに」で増やしたものと思うが、特に機能のところは、なぜこの機能が必要なのか、現在の乳児院の問題点を受けて、今後はこういったことを期待したいということを書いておけば、今回手を挙げた3法人のいずれになんでも質の保証ができると思う。しかし、一方で、あまり書き込みすぎても引き受けてくれるところがなくなってしまう心配もあり、そこが難しいとは思う。それでも、機能については、必要性をもう少し丁寧に書いても良いと思うが、それについては「1 乳児院のあり方検討の背景と必要性」で触れられているということか。

(鎌田分科会長) 乳児院に求められる機能や、その必要性について、もう少し書き込むのが望ましいのではと言う意見ですが、事務局はいかがか。

(児童家庭課) 前回、原野委員からいただいた御意見をもとに、ポンチ絵の次に別紙として機能について添付したところ。今の御意見として、確かに、機能やその必要性については、本文としてはあまり触れてはいない。現段階としては、全ての機能を総花的に並べてポンチ絵にしており、1つ1つに説明を加えていくことも必要ではある一方、全ての機能をやらなければクリアできないのかというようにも見えててしまう。もし可能であれば、答申では取組事例としてお示しいただき、それを踏まえて県で、どの機能を優先的に整備していくかを十分に検討し、質の低下につながらないように県の方針に書き込みさせていただければと思う。

(原野委員) 今回は、医療的な側面を重視して考えていくと言うことでよろしいか。

(児童家庭課) そのように考えている。

(鎌田分科会長) 今回は提言と言うことで総花的に示し、後日県が方針に書き込んでいくと言うことによろしいか。

(委員同意)

(鎌田分科会長) その他に御意見はありますか。

(吉川委員) 今回3カ所が意向ありということだったが、3カ所ともそれぞれ特徴があって、それぞれ得意分野をお持ちの法人だと思う。そこを県がどう絞っていくのか、そこが大事になってくると思う。3カ所それぞれから、自分の法人であればどういったことができるか、どういった面に特徴を持たせた運営をしていきたいのかということをご提案をいただく中で、透明性を持って決定していくことができれば、県民の皆様にも納得のいくものができると思う。1カ所だけでなく、2カ所目として自分でということもあるので、障がい、母子、医療それぞれの特徴、得意分野を生かした提案を見せていただければ、具体的に考えていいけると思う。

(児童家庭課) 御意見を踏まえながら、今後進めていきたい。

(篠原委員) 新たな乳児院の機能についてだが、概念図を答申の文章の中に入

れた方が、答申の内容がより伝わりやすくなるのではと思う。新たな乳児院には、産前産後などさまざまな分野の役割が求められているので、この図を見ながら文章を読む方が分かりやすい。

(児童家庭課) 「2 (2) 新たな乳児院が持つべき機能」に、(案) では「(別紙概念図参照)」としたが、2 (2) の後に図を差し込むことしたい。

(鎌田分科会長) その他に御意見はありますか。

(意見なし)

(鎌田分科会長) それでは、篠原委員にご提案いただいた部分を事務局で修正していただき、委員の皆様から御了承をいただき、中間答申のときと同様の流れで、私の方に一任の形で県へお渡ししたいと思います。目安として1月下旬という時期が事務局から示されていますが、その頃に答申をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員了承)

(こども未来局次長) 皆様には大変熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございます。県といたしましては、皆様からいただいた答申を最大限に尊重し、よりよい乳児院の設置を目指しまして、県としての方針を検討、決定してまいりたいと存じますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

(3) 「福島県社会的養育推進計画」(案)について
事務局から資料3～5について説明。

(原野委員) 「1 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」の中で、家庭養育優先の原則とあるが、問題が起こる前の家庭というか、病気で言うと未病のような状態にある家庭に対してどうしていくかということに関しては、施策としては「3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組」が一つと、あとは児童養護施設から子どもを家庭に戻していく際にサポートする仕事への支援や、里親支援があるかと思う。子どもを家庭から引き離すだけでなく、実親と暮らしていけるようサポートするという施策については、計画の中でどういうふう

に取り扱っているか。

(児童家庭課) 今回お示しした新たな計画と、現計画の大きな違いは正にそこで、実親との家庭生活を支えていくという、家庭養育を推進していくということが第一とされている。その点については、ご指摘のあったように、3に記載した市町村の子ども家庭支援体制が基盤となってくる。入り口となる市町村の相談支援体制、まずは地域子ども・子育て支援事業を充実していくことが必要で、その中で支援が必要な家庭や子どもに対しては、保健師を中心の子育て世代包括支援センターがあり、さらに養護性の高い子どもに対して子ども家庭総合支援拠点があり、そこで連携して市町村レベルでどのくらい支援ができるかを検討していくというのが一番最初の重要な部分になる。これに対して、県は、児童家庭課だけではなくこども未来局全体の対応になるが、各課連携しながら取り組んで行きたいと考えている。

また、アフターケアの部分については、専門家としての施設や里親の力をどのくらい活用していくかということになってくるかと思う。

児童相談所についても、虐待ケースなど引き離す方でかなり負担が増えている状況であるが、本来は家庭での生活の支援や、家庭で再び暮らせるようにする支援といったところが一つの仕事であるので、そういう部分についての強化も出てくると考えている。

それぞれ強弱はあるが、子どもたちが安心安全に暮らせる環境をどう支えるかというのが重要になってくる。

(鎌田分科会長) 網羅的には体制が整えられている、ということだが、子育て世代包括支援センターは妊娠時から就学前までというところが多いようだが、それ以降の支援についてはどうか。

(児童家庭課) 子育て世代包括支援センターは保健師を中心になっている部分があるので、養護性が高いというか、長く見ていく必要がある子どもについては、まだ拠点の整備ができていないということもあって児童福祉担当部署が担っており、拠点が整備されなければそちらが担うべきものと考えている。

また、就学後は学校が担う役割もかなり大きく、そういったところと連携し、支援をしていくことになる。

(篠原委員) 今般、児童相談所に警察官が配置されることになったが、これま

で児童相談所が入りにくかった家庭に警察官が同行していくことで、虐待や養護のケースが増えてくる可能性があるのではないか。現在、児童相談所の一時保護所の定員が12名で、今は十分足りているのかもしれないが、今後上乗せがあるかもしれないということはあるのかどうか、児童相談所が入りにくいケースが今あるかどうか、お伺いしたい。

(鎌田分科会長) 今後顕在化してくる部分があるのではということだが、数値的なところとしてはいかがか。

(児童家庭課) 児童相談所の虐待対応件数の増加というのは、しばらくは続く可能性があると考えられる。今、社会的にもかなり注目されており、減るという可能性は低いと思う。警察との連携が強化されるということで、これまで対応が難しかったケースが進展することも期待しているが、立ち入り調査の件数自体は全国的にも多くはなく、立ち入り調査の増加がそのまま児童相談所の対応の増加や一時保護所の状況の変化に直結することは想定しにくい。

児童虐待の対応は様々なレベルでの対応が求められ、例えば保護者との関係を重視して良好な関係を保ちながら対応する場合もあれば、司法の力を借りながら子どもを保護しなければならない場合もある。どの対応が必要かというのは、専門職によるアセスメントが重要になってきて、その点において警察の方の力を借りたり、司法の力を借りたりして、より適切に支援していくのではないかと考えている。

そういったところで警察との連携を強化しながら、社会の、地域の意識が高まることで全体的に件数が増加することは予想される。

(鎌田分科会長) p 54 の児童相談所の設置について、いわき市では財政的な負担が大きいので断念したという話を聞いた。児童福祉法の対応としては、福祉事務所、いわき市で言えば地区センターのワーカーも対応しているので、児童相談所だけではなく、行政の福祉事務所等も機能強化とか、児童虐待の相談受付窓口になっていることもあるので、その機能強化も少し謳っていただくことも必要かと思うが、いかがか。

(児童家庭課) 市町村の体制ということで、3に記載した点に係ってくるかと思う。福祉事務所があるところについては、支援拠点とどう住み分けてどう連携していくのかということが重要になってくると思う。

現在、市町村の規模や行政機関のあり方の違いもあり、拠点をどういう

ふうに設置していくか、市町村でも迷っているような状況である。県としても、さまざまな情報や先進事例を示したり、専門家から御意見をもらったりしながら考えていきたい。

(小野業務課長) 医療側として、若年出産、飛び込み出産の対応で現場が戸惑うことが多い。里親制度などの制度について、医師側の理解が不足していることもある。そういう制度について、対応や連携についてしっかりと周知していただくことが重要と思うので、計画に入れていただければと思う。

また、関係機関との連携の中で、それぞれの機関の役割、医療としてはどのような役割を果たしていけば良いかというところも入れていただければと思う。

(児童家庭課) 若年出産、飛び込み出産については、児童虐待防止の根幹になると捉えており、死亡事例の防止に非常に重要なところであるので、地域の保健師につながるまでの連携や対応など、医療機関への周知について書き込んでいきたい。

(鎌田分科会長) それに関しては、児童福祉法とは別に、未成年との性交など新しい法整備があったかと思うので、権利主体としての児童という面など、その点も加味して書いていただけたらと思う。

(安藤里親会会長) 経験から、里親の一時保護委託、一時保護中の勉強の2点についてお話ししたい。

1点目、里親の一時保護委託について。相当長い期間虐待を受けてきた女の子が来て、慣れるまで大変だった。1か月ほど通院し、元気になって、一時保護が解除され別のところへ移った。また、レスパイトで自閉症の子どもを2人預かったことがあるが、「この子はこのくらいで収まる」と分かり、短期間預かった。この程度の対応ができる里親は、知る限りで10人くらいはいる。一時保護を里親にというのであれば、その方たちを動かしていければ対応ができると思う。

もう一つ、一時保護中の勉強についてであるが、保護所から女子高生と中学3年生が来た。ちょうど今の時期だったので、受験まったく中だつた。「この子高校に上げてね」と言われたが、どの程度の能力があるかも分からず、大変だった。次に中学3年と中学2年の姉妹が来たが、一時保護所の中で受験を控えている子どもに対して、学習指導協力員を配置して

いるとかそういうことでなく、もう少し配慮をいただけないかと感じた。その子たちは、知り合いの塾でマンツーマンで教えてもらい、結果的には希望校に入れたので良かったが、一時保護中の2か月のブランクというの受験生にとっては致命傷である。

(児童家庭課) お子さんによってさまざまな目的で一時保護をしているため、勉強以外の部分が重視される場面もあるが、受験というのはその後の人生にも影響することであることを頭に入れながら、子どもの状況を把握しながら支援して行ければと思う。

(鎌田分科会長) 一時保護という、緊急保護の側面もありながら、権利主体である子どもの権利をどう保障していくか、というところですね。

(吉川委員) できれば、教育委員会と連携をとって、中学までは義務教育だから、先生を派遣してもらって一時保護所の中で教育を受けられるように計画の中に書ければ非常に良いのではと思った。

(児童家庭課) 一時保護中の学習については、子どもの学ぶ権利の保障と言うことで言えば、非常に重要な点であると考えている。ただ、事務的な話になるが、人事に踏み込んだ部分を計画に書き込むというのは、その前段として実施者としての児童相談所等との検討が必要になってくるため、書き込めるか検討させていただきたい。

(原野委員) 教育委員会だと難しいかもしれないが、福島大学では市町村と連携し、学生が学校の教室に入り勉強をサポートする、それが学生の単位にもなるという取組もしており、「様々な関係機関と連携し」というような書きぶりにしていただければ選択肢が広がると思う。

(鎌田分科会長) 様々な御意見をいただきありがとうございました。本日は予定していた時間になってしまったので、期日を決めて皆様からの意見を集約していきたいと思う。

(児童家庭課) 2月中にパブリックコメントを出し、3月中旬に最終の分科会で御議論をいただきたいと考えておりましたので、1月23日頃までにいたければと思う。

(鎌田分科会長)では、1月23日までに、書式は問わず、メール・FAX・口頭でも事務局まで御意見をお願いしたいと思います。

4 閉会(佐藤主幹兼副課長)

この記録の正確なることを認め署名する。

平成 21 年 1 月 31 日

議長 分科会長

鎌田直理子

署名人 委員

渡部光子

署名人 委員

篠原清美

